インフォメーション

アクセス・出張所の担当路線

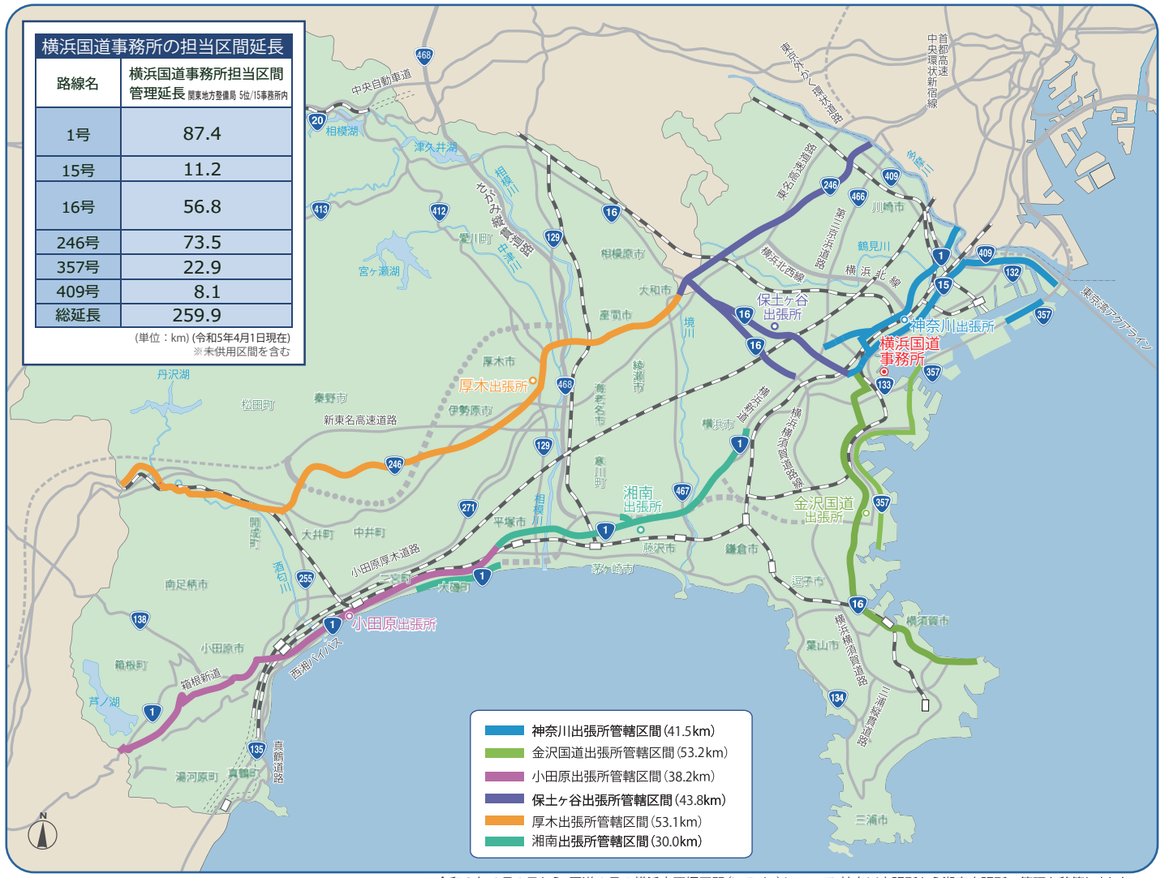

横浜国道事務所の担当区間延長	
路線名	横浜国道事務所担当区間 管理延長 関東地方整備局 5位/15事務所内
1号	87.4
15号	11.2
16号	56.8
246号	73.5
357号	22.9
409号	8.1
総延長	259.9

(単位：km) (令和5年4月1日現在)
※未供用区間を含む

※令和３年４月１日から、国道１号の横浜市戸塚区間（L=7.4km）について、神奈川出張所から湘南出張所へ管理を移管しました。

国土交通省関東地方整備局　横浜国道事務所

〒231-0001
横浜市中区新港1－6－1
よこはま新港合同庁舎4階　TEL. 045-287-3001（代表）

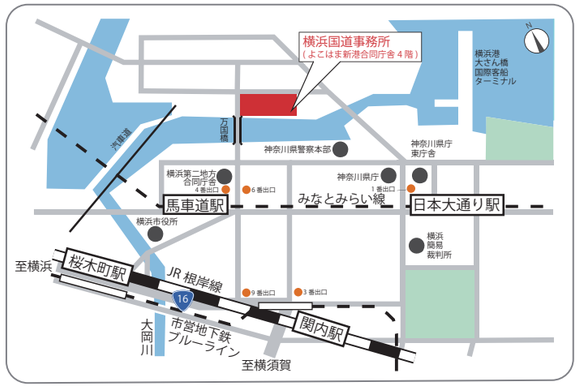

神奈川出張所

〒221-0012
横浜市神奈川区子安台1-7-10
TEL. 045-401-4566
FAX. 045-402-6911

担当路線名
国道1号、国道15号、国道357号、
国道409号の管理

厚木出張所

〒243-0032
厚木市恩名1-6-50
TEL. 046-221-0004
FAX. 046-221-0266

担当路線名
国道246号の管理

出張所の仕事

管内の出張所では、常に道路を「安全安心」に利用できるよう、道路パトロールや維持修繕工事などを行いながら、国道の管理をしています。

道路パトロール

道路パトロールでは、道路に異状がないか点検を行っております。パトロール中に通行の障害となる落下物があれば、すぐに回収し、舗装に穴があれば補修します。

道路パトロール

維持修繕工事・道路清掃など

発見された道路の異状は、維持修繕工事で速やかに補修いたします。
また、路面や側溝を清掃し、植樹の枝払いなども行っています。

舗装補修の状況

占用許可（道路法第３２条）の申請窓口

公共の空間である道路への看板類の設置や、建物の建築に伴い道路上に仮囲い等を設置する場合、道路法第３２条による占用許可が必要となるとともに、設置後は占用料が必要になります。

占用許可申請にあたっては、申請に係る路線の担当出張所へお問い合わせください。

なお、申請から許可までの期間は、補正等がない場合で標準処理期間の２～３週間となります。

自費工事（道路法第２４条）の承認申請窓口

車庫などの出入口などで歩道への乗り入れを設ける場合で、歩道切り下げ工事などが必要となる場合には事前に申請をし、承認を得なければなりません。

自費工事承認申請にあたっては、申請に係る路線の担当出張所へお問い合わせください。

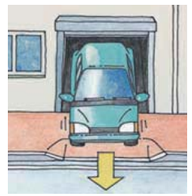

道路との境界確定

国道の敷地を管理している道路管理者と、その国道と接している土地の所有者が立ち会い、お互いの土地の境界を協議して確定させる行為のことを境界確定と言います。

境界確定申請にあたっては、申請に係る路線の担当出張所へお問い合わせください。

保土ヶ谷出張所

〒241-0021
横浜市旭区鶴ヶ峰本町3-11-8
TEL. 045-951-2230
FAX. 045-951-2535

担当路線名
国道16号、国道246号
保土ヶ谷バイパスの管理

湘南出張所

〒251-0056
藤沢市羽鳥3-1-11
TEL. 0466-37-2588
FAX. 0466-37-2638

担当路線名、担当業務
国道1号、西湘バイパスの管理
圏央道（高速横浜環状南線・横浜湘南道路）
秦野ＩＣ関連などの工事監督

金沢国道出張所

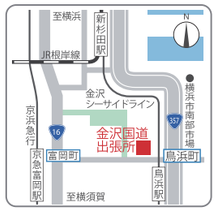

〒236-0051
横浜市金沢区富岡東2-4-35
TEL. 045-774-2091
FAX. 045-774-2126

担当路線名
国道16号、国道357号の管理

小田原出張所

〒256-0812
小田原市国府津2-12-11
TEL. 0465-47-2163
FAX. 0465-47-2164

担当路線名
国道1号、箱根新道の管理